

諮問第 2 号

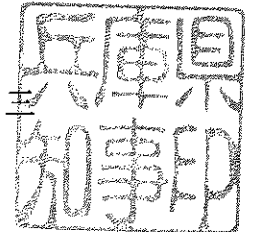
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年4月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三



記

- 1 瀬戸内海機船船びき網漁業
- 2 機船船びき網漁業
- 3 ひき縄漁業
- 4 小型機船底びき網漁業
- 5 五智網漁業
- 6 刺し網漁業
- 7 たこつぼ漁業
- 8 せん漁業

### R3.4.19 諮問

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	備考	許認可申請期間	許認可有効期間	目次
瀬戸内海機船船 びき網漁業	さより船びき 網	芦屋	神戸市漁協 更新	R3.7.16 ~ R3.8.16	R3.9.1 ~ R5.12.31	P1~P8
		兵庫	兵庫漁協 更新	R3.7.16 ~ R3.8.16	R3.9.1 ~ R5.12.31	
		神戸	神戸市漁協 追加	R3.7.16 ~ R3.8.16	R3.9.1 ~ R5.12.31	
		たつの市	室津漁協 更新	R3.6.15 ~ R3.7.16	R3.8.1 ~ R5.12.31	
		相生、赤穂 市	相生、赤穂市 漁協更新	R3.6.15 ~ R3.7.16	R3.8.1 ~ R5.12.31	
	いわし・いか なご船びき網	神戸市	兵庫漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R5.12.31	
機船船びき網漁 業	さより船びき 網	たつの市	室津漁協 更新	R3.6.15 ~ R3.7.16	R3.8.1 ~ R5.12.31	P9~P11
		相生、赤穂 市	相生、赤穂市 漁協更新	R3.6.15 ~ R3.7.16	R3.8.1 ~ R5.12.31	
ひき縄漁業	たちうおひき 縄	西浦	育波浦漁協 更新	R3.5.7 ~ R3.11.30	許可の日 ~ R4.5.31	P12~P15
		南浦	南あわじ漁協 更新	R3.5.7 ~ R3.11.30	許可の日 ~ R4.5.31	
	ひき縄	播磨町	播磨町漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.12.31	
		高砂市	高砂漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.12.31	
小型機船底びき 網漁業		家島町	坊勢漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.3.31	P16~P17
		洲本、炬口、 津名	津名漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.3.31	
五智網漁業	たい、はまち 五智網	江井島、二 見町、播磨 町	東二見漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R6.5.31	P18~P19
刺し網漁業	建網	神戸市	神戸市漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.12.31	P20~P23
		二見町、播 磨町、加古 川市、高砂 市	播磨町漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.12.31	
たこつぼ漁業	まだこ・いい だこつぼ	江井島	江井島漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.12.31	P24~P25
	まだこ・いい だこつぼ	播磨町	播磨町漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R3.12.31	
	たこつぼ	姫路市	姫路市漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.12.31	
せん漁業	いかかご	伊保	伊保漁協 追加	R3.5.7 ~ R3.6.7	許可の日 ~ R4.4.14	P24~P25

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

【漁業の種類】 瀬戸内海機船船びき網漁業

【漁業種類】 さより船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋	4隻	4隻	—
2	兵庫	6隻	6隻	—
3	神戸	22隻	22隻	—
4	明石浦、林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨、高砂			
7	伊保			
8	家島町			
9	たつの市	4隻	4隻	—
10	相生、赤穂市	8隻	8隻	—
11	炬口			
12	塩田			
13	佐野、釜口			
14	森			
15	岩屋			
16	北淡、一宮町、五色町			
17	西淡			
18	丸山			
19	福良			
20	阿万			
21	灘(南淡)			
22	沼島			
合計		44隻	44隻	

【漁業の種類】 機船船びき網漁業

【漁業種類】 さより船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	兵庫			
3	神戸			
4	明石浦、林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨、高砂			
7	伊保			
8	家島町			
9	たつの市	24隻	24隻	—
10	相生、赤穂市	14隻	14隻	—
11	炬口			
12	塩田			
13	佐野、釜口			
14	森			
15	岩屋			
16	北淡、一宮町、五色町			
17	西淡			
18	丸山			
19	福良			
20	阿万			
21	灘(南淡)			
22	沼島			
合計		38隻	38隻	

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
芦屋	さより船びき網漁業	別記1の1	9月1日から翌年5月31日まで	別記2	10トン未満	4隻	別記3
兵庫	同上	別記1の2	同上	同上	同上	6隻	同上
神戸	同上	別記1の3	同上	同上	同上	22隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から同年8月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年9月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
芦屋	別記4の1から3まで
兵庫	同上
神戸	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 神戸地先海面。ただし、神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線と傍示川右岸突堤から175度の線との交点、同交点から傍示川右岸突堤まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東

経135度22分33秒) まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面) 及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48 キロワット又は旧漁船法馬力数 15 馬力以下
上記以外の船舶	110 キロワット又は旧漁船法馬力数 35 馬力以下。ただし、48 キロワット (旧漁船法馬力数については 15 馬力) を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令第95号) に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業 (漁業種類: いわし・いかなご船びき網漁業) の許可を受けた船舶を使用する者。

ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船 (許可証記載の船舶) に動力船を連結して曳網 (通称「さきこぎ」) してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
たつの市	さより船びき網漁業	別記1の1	8月1日から翌年1月15日まで	別記2	10トン未満	4隻	別記3
相生赤穂市	同上	別記1の2	同上	同上	同上	8隻	同上

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
たつの市	さより船びき網漁業	別記1の1	8月1日から翌年1月15日まで	別記2	5トン未満	24隻	定めなし
相生赤穂市	同上	別記1の2	同上	同上	同上	14隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月15日から同年7月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年8月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
たつの市	別記4の1から3まで
相生、赤穂市	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 たつの市御津町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 相生市及び赤穂市坂越地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48 キロワット又は旧漁船法馬力数 15 馬力以下
上記以外の船舶	110 キロワット又は旧漁船法馬力数 35 馬力以下。ただし、48 キロワット（旧漁船法馬力数については 15 馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。

ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500 ワット以下	1,000 ワット以下

## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

- 1 【漁業の種類】 瀬戸内海機船船びき網漁業  
 【漁業種類】 いわし・いかなご船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市	2隻	2隻	-
3	明石市			
4	明石市二見			
5	伊保			
6	西播			
7	洲本			
8	炬口			
9	淡路市東浦			
10	北淡			
11	一宮町			
12	西淡			
13	福良			
14	南淡、沼島			
合計		2隻	2隻	

- 2 【漁業の種類】 機船船びき網漁業  
 【漁業種類】 いわし・いかなご船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			-
2	神戸市			-
3	明石市			-
4	明石市二見			-
5	伊保			-
6	西播			-
7	洲本			-
8	炬口			-
9	淡路市東浦			-
10	北淡			-
11	一宮町			-
12	西淡			-
13	福良			-
14	南淡、沼島			-
合計				



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1	周年	別記2	10トン未満	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く（注）

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による

施行前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 ひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部			
2	神戸市			
3	東明石浦			
4	明石浦			
5	林崎			
6	江井ヶ島			
7	魚住			
8	二見町			
9	播磨町	2隻	2隻	-
10	加古川市			
11	高砂市	2隻	2隻	-
12	姫路市			
13	室津			
14	相生、赤穂			
15	由良			
16	洲本、津名、東浦	1隻	1隻	-
17	岩屋			
18	北淡			
19	一宮町			
20	湊			
21	丸山			
22	阿那賀、福良			
23	南淡、沼島			
合計		5隻	5隻	

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西浦、南浦	21隻		

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦	たちうおひき縄漁業	洲本市から淡路市松帆に至る海面(大阪湾)	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし	別記
南浦	同上	同上	同上	同上	同上	定めなし	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年11月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 漁業を営む者の資格

大阪湾漁業調整協議会により令和3年度大阪湾漁業協定書に基づき入漁を認められている者

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年 月 日規則第 号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
播磨町	ひき縄漁業	明石市から播磨町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
高砂市	同上	播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	同上	同上	同上	同上	同上
洲本 津名 東浦	同上	洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	同上	同上	同上	1隻	同上

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業

番号	地区	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部 (神戸市の内数)			
2	神戸市			
3	明石浦			
4	林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨			
7	高砂			
8	伊保、荒井			
9	姫路市			
10	家島町	1隻	1隻	-
11	西播			
12	由良			
13	洲本炬口、津名	1隻	1隻	-
14	釜口			
15	仮屋、森			
16	岩屋			
17	北淡			
18	一宮町			
19	五色町			
20	湊			
21	南あわじ			
22	福良			
23	南淡、沼島			
合計		2隻	2隻	

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の2	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の1	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の3	10月20日から 翌年4月30日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の5	6月1日から 12月31日まで				
洲本 炬口 津名	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の6	周年	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	同上	同上				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
家島町	別記3の1、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、16、17、18、19、20
洲本炬口、津名	別記3の2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、15、20

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 5 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
  - イ 赤穂市取揚島頂上
  - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
  - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
  - オ 岡山県備前市大多府島南端
  - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
  - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。



- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 14 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 15 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 16 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 17 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 18 そろばんこぎ網漁業のそろばん綱（そろばん玉を付けた沈子綱）は1本とし、そろばん綱以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん綱を弛ませて使用してはならない。
- 19 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 20 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

- 1 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、はまち五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	明石浦、林崎			
2	江井島、二見町、播磨町	1隻	1隻	-
3	岩屋			
4	北淡			
5	福良			
合計		1隻	1隻	

- 2 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	一宮			
合計				

- 3 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、あじ、かます五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	南あわじ			
合計				

- 4 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西二見			
2	育波			
合計				

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	明石市古波 止から高砂 市東播磨港 伊保灯台ま での海面。 ただし、共 同漁業権の 区域を除 く。(注)	たい	4月 1日から 12月 31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月 15日から 11月 20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

- 1 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 建網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市	1隻	1隻	-
3	林崎、江井島			
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市	1隻	1隻	-
5	津名			
6	森			
7	岩屋			
8	浅野			
9	育波			
10	室津浦			
11	五色町			
12	南あわじ			
合計		2隻	2隻	

- 2 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 建廻網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市			
2	一宮町			
3	五色町			
4	南あわじ			
5	南淡			
合計		0隻	0隻	

- 3 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 あかした刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東浦			
合計				

- 4 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 かに刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	高砂			
2	冢島町			
合計				

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	同上	別記の2	同上	同上	同上	同上	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 まだこ・いいだこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島	1隻	1隻	-
3	東二見			
4	西二見			
5	播磨町	1隻	1隻	-
合計		2隻	2隻	

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 たこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市	1隻	1隻	-
2	坊勢			
3	津名			
4	岩屋			
5	五色町			
6	南あわじ			
7	阿万			
8	灘(南淡)			
9	沼島			
合計		1隻	1隻	

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井島	まだこ・いいだこつば漁業	明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
播磨町	まだこ・いいだこつぼ漁業	明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から令和3年6月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	たこつぼ漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	3月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年4月19日

- 1 【漁業の種類】 せん漁業  
 【漁業種類】 あなご・ばい・かにかご漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	兵庫			
合計				

- 2 【漁業の種類】 せん漁業  
 【漁業種類】 いかかご漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島			
3	二見町			
4	播磨町、東播磨、高砂			
5	伊保	1隻	1隻	-
合計		1隻	1隻	

- 3 【漁業の種類】 せん漁業  
 【漁業種類】 かさご・めばるかご漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			
合計				

- 4 【漁業の種類】 せん漁業  
 【漁業種類】 あなごせん漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			
合計				

- 5 【漁業の種類】 せん漁業  
 【漁業種類】 うなぎ筒漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			
合計				

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保	いかかご漁業	別記	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年4月14日までとする。

別記 操業区域

高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

A 姫路市大塩町天川川尻右岸導流堤（通称十三段波止）基部

B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角

ア Aから207度2,000メートルの点

イ Bから203度30分1,400メートルの点